

令和7年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講案内

1 目的

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施について

令和7年度当初予算案可決後、委託により実施する予定です。

受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書作成は、青森県高齢福祉保険課が行います。

3 内容及び日程

別紙1「令和7年度青森県主任介護支援専門員更新研修日程表」のとおりに

※日程については、現時点の予定であり、変更される場合があります。

4 受講対象者

下記(1)から(3)までをすべて満たす者

(1) 期限が有効な介護支援専門員証を有していること。

(2) 主任介護支援専門員としての有効期限が令和7年11月1日から令和9年1月19日まで
の者

(3) 下記の受講要件①から④までのいずれかに該当する者。

【受講要件】(詳細は別紙2を参照)

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 職能団体等が開催する90分以上の法定外研修を年4回以上修了した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

※ 受講予定者が定員を超える場合は、主任介護支援専門員有効期間が早期に到来する方を優先的に受講決定する予定です。

※ 令和7年9月30日時点で介護支援専門員証の有効期限が満了している方は、本研修を受講できません。ただし、過去に更新研修等を受講し、ただちに県へ更新交付申請を行うことで証の有効期限が更新できる方は、本研修を受講できる可能性があります。詳しくは、青森県高齢福祉保険課(電話:017-734-9298)へお問合わせください。

5 定員

200名(予定)

6 受講手数料及びテキスト料

(1) ①受講手数料 37,000円

※納付の詳細については、受講決定時(令和7年4月下旬予定)にお知らせします。

※「特定一般教育訓練給付制度」により、受講料の一部が支給される場合があります。支給には要件があり、また、受講開始の2週間以上前に「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける必要がありますので、支給を希望する方は、お住いを管轄するハローワークにお問合せください。

②テキスト料

※ テキストは各自購入いただきます。テキスト料及び購入方法については、受講決定時(令和7年4月下旬予定)にお知らせします。

一度お支払いいただいた受講手数料・テキスト料は返金できません。

【裏面もあります。】

7 提出及び入力を要する書類

下記(1)から(3)のすべてについて、提出・入力いただく必要があります。

- (1) 受講申込書
- (2) 「上記4 受講対象者の受講要件」が確認できる書類 (別紙2をご確認ください。)
- (3) 提出事例希望調査票 (別紙3)
- (4) 青森県電子申請届出システム申込フォームへの入力 (詳細は下記8でご確認ください。)

8 受講申込み方法及び申込み期限

別添の「令和7年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講申込書」に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、青森県高齢福祉保険課あて郵送してください。【令和7年4月7日(月) 必着】併せて、下記 URL にアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力してください。



○青森県電子申請届出システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16346

※「受講申込書の郵送」と「web 上での入力」の両方が必要です。

※メールアドレスの登録は、必ずPCのメールアドレスにしてください(携帯は不可)。

入力フォームへ申し込みをすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信されますので、登録完了メールが届いているか必ずご確認ください。

届いていない場合は、研修に関する連絡ができず、研修を受講できなくなる場合があります。

9 受講の決定

受講の可否については、令和7年4月下旬(予定)に受講申込者に対し通知します。

10 修了評価

各科目における到達目標の達成状況について修了評価を実施します。

11 修了証明書の交付

研修課程の全日程を受講し、3カ月後の事後評価において各科目における到達目標を達成した者に対して修了証明書を交付します。

12 研修受講に当たっての留意事項

- (1) オンライン研修のため、受講者1人につき1台カメラ・マイク機能のあるパソコン等を準備してください。
- (2) 受講要件等について不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講(修了)を取り消します。
- (3) 講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は絶対にしないでください。なお、講義中は音の出るものの使用はしないでください。
- (4) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない等の場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- (5) 欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出をした場合は、欠席扱いとさせていただきます場合があります。
- (6) 研修中の撮影や録音、研修に関する内容のSNSなどへの投稿はご遠慮願います。

13 研修修了者名簿について

研修修了後、研修修了者名簿を作成し、青森県または青森県介護支援専門員協会から、各研修の講師を依頼することがあります。あらかじめ御了承ください。

【問合せ・受講申込先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 青森県庁

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課 介護保険グループ

電話 017-734-9298

※申込書送付の封筒の表面に「主任ケアマネ更新研修申込書 在中」と朱書きしてください。